

## 謝 罪 文

### 【経緯】

令和5年11月3日～4日に開催された当該大会の1日目第1試合においてTO担当であったY S I女子チームが試合開始時間に間に合わなかったことに対して、弊会は明確な根拠のない規程の認識で「没収試合、Y S I女子チームの不戦敗」という仮処分を下しました。

その後、11月16日に弊会規律委員会を開催し、同日、同大会の出場資格停止処分を決定しました。

その処分内容を受けて、『根拠が曖昧であること、重大な手続き違背があること、処分自体が重く公平性に失すること』を理由として、Y S I女子チームから公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）に再審査申立てがなされました。

JBAによる再審査の結果、令和6年3月13日付で「Y S I女子チームに処分を科さない」旨の決定が下されました。

また、弊会に対しては、規律規程の定め反する処分が行われたこと、適正手続きの原則が履行されなかったこと、処分自体も過重なものであったことにより、「譴責処分を科す」との決定が下されました。併せて、根拠規定の明確化、処分の相当性等の運用方法及び規程の整備等の見直しが求められました。

### 【謝罪】

このJBAの再審査決定につきまして、不当な処分を下してしまったことを弊会として重く受け止め深く反省いたします。

Y S I女子チームの選手及びスタッフ、保護者等関係者の皆様に、心より謝罪申し上げます。選手、特に当時3年生の中学校生活最後の大会への出場機会を奪ってしまったことは、取り返しのつかない重大な責任を感じております。

JBAからの通知文にあった懲罰を科した根拠の不透明性に関しJBA倫理規程の理解不足であったこと、告知聴聞の手続きをせずに仮処分を決定したこと、U15カテゴリーの選手に出場停止という重い処分を負わせたこと、誠に申し訳ございませんでした。

さらに、県内統括団体としてJBA倫理規程違反を犯したこと、今後二度と罪なきを罰することのないよう、弊会内で改善していく所存です。

JBAから指導のあった各大会要項への大会ルール明記については、協会内で検討し周知徹底を図りました。また、弊会規律委員会・理事会を開催し、具体的な改善項目を洗い出し、弊会全体として問題意識の共有を図っております。本件に関する懲罰の最終決定権は専務理事（兼規律委員長）にありましたので、別途しかるべき対応をいたしました。

この度は大変申し訳ありませんでした。